

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

保健福祉課 健康推進係からのお知らせ

にいかっぶ健康通信『食中毒予防の3つのポイント』



今回は管理栄養士 小森が健康通信を書きました。

食中毒は一年中起こりますが、気温と湿度が高くなる時期は特に食中毒が増加します。食中毒を起こすと下痢や腹痛、発熱、嘔吐などの症状が現れ、重症の場合、命に関わる危険性があります。夏を迎える前に食中毒の予防法を確認し、安全に調理・食事できる体制を整えておきましょう。

1 菌を食材につけないこと

帰宅後やトイレ後、調理の前後には必ず石けんで手を洗い、台所も衛生的な状態を保ちます。
ふきんや包丁などの調理器具は使用后すぐに洗い、熱湯や漂白剤で消毒しましょう。消毒液をスプレーするのもおすすめです。



こまめに手を洗う



調理器具は洗って消毒



消毒液をスプレー

2 菌を増やさないこと

細菌は高温多湿になると増えるため、食品の買い出しは短時間で済ませ、購入後は素早く冷蔵庫に入れます。料理は調理後2時間以内に食べるようにし、室温で放置することは絶対に避けましょう。



買い出しは短時間で



購入後はすぐ冷蔵庫へ



調理2時間以内に食べる

3 菌を消滅させること

食品は中心部までしっかり加熱します。調理済み食品や残った料理を温めなおす時は十分に加熱してから食べるようにしましょう。



食品は中心部までしっかり加熱



温めなおす時も十分に加熱

＋プラス 屋外での食事

お弁当作りのポイント

- おかずを中心部までしっかり加熱する
- 容器に詰める際は十分に冷まし、湿気を飛ばしてから蓋をする
- 保冷剤を活用する



屋外で調理する時のポイント

- 下ごしらえは家庭で済ませ、低温で持ち運ぶ
- 包丁を使う場合は先に野菜、その後に肉・魚を調理する
- 焼く時は専用のトングを使い、しっかり加熱する



●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ健康推進係 ☎ 0146・47・2113

障がいをお持ちの方への手当のご案内

障がいをお持ちの方およびその家族の方には、障がいの状況に応じて手当が支給される場合があります。次の手当概要に該当する時は、問い合わせ先にご連絡ください。

【特別障害者手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方に支給される手当です。

○支給額

月額 30,450円（令和8年度）

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者などの所得が一定の基準を超える場合、また、3カ月を超えて病院に入院、介護老人保健施設等に入所した場合は支給されません。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ福祉係 ☎ 0146・47・2113

【障害児童福祉手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方（障がい1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障がい児など）に支給される手当です。

○支給額

月額 16,560円（令和8年度）

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者などの所得が一定の基準を超える場合、また、障がいを理由とする公的年金を受けている場合は支給されません。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ福祉係 ☎ 0146・47・2113

【特別児童扶養手当】

精神または身体に重度の障がいをもつため日常生活において常時介護を要する20歳未満の障がい児童（身障1～3級および知的障がいで中重度以上、またはこれに準ずる児童）を養育する保護者に対して支給される手当です。

○支給額

1級該当 月額 58,450円（令和8年度）

2級該当 月額 38,930円（令和8年度）

○支給制限

障害児福祉手当と同じ支給制限があります。

●問い合わせ先

町民生活課子ども未来グループ児童福祉係 ☎ 0146・47・2112

福祉医療受給者証の更新について

現在お持ちの新冠町医療費助成制度に係る受給者証（重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療）の更新について、7月中旬に新たな受給者証を郵送いたしますのでご確認ください。

また、受給者証更新にあたり個別で内容確認をさせていただく場合がありますので、その方についても7月中旬に案内文書を郵送いたしますのでご対応ください。

なお、重度心身障害者医療制度の利用については、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要となり、その際に保険料や負担割合が変わることがあります。

詳細や不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ医療給付係 ☎ 0146・47・2113

家庭ごみ排出の注意喚起について

町内でヒグマの出没が相次いで発生しています。ヒグマは食べ物への執着が非常に強い動物です。生ゴミや果物、干し魚などの人の食べ物の味を覚えてしまうと、それを目当てに家の近くに繰り返し接近し、人を恐れずに行動するようになります。十分に注意し危険を避けましょう。

★自宅の周辺を含め、食べ物やごみを放置しないようにしましょう。

★ごみステーションへのごみ出しは、分別区分ごとにきちんと分け、住んでいる地区の決められた「収集日当日の朝（午前8時まで）」に出すようにし、前日の夜や収集後には出さないようにしましょう。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎ 0146・47・2112



町ホームページ「ごみは分別区分ごとにきちんと分けましょう」